

令和7年度版

入園のしおり

豊田市立中根山こども園

TEL 52-3029

※1年間大切に保管してください。

も く じ

1	教育及び保育の基本理念	-----	P. 1
2	めざすこども像・教育及び保育目標	-----	P. 1
	本園の教育及び保育目標	-----	P. 2
3	保育時間	-----	P. 3
4	一日の保育内容	-----	P. 3
5	食事とおやつ	-----	P. 4
	豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について	-----	P. 5-6
6	行事について	-----	P. 7
7	健康管理	-----	P. 8-12
8	家庭の協力	-----	P. 13
9	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 14
10	保育料等	-----	P. 15-21
11	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 22
12	保育支援アプリの利用	-----	P. 23
13	その他の取組	-----	P. 24-25
14	その他の注意事項	-----	P. 26
15	登降園のお願い	-----	P. 26-27
	こども園等一覧表	-----	P. 28-30

1 教育及び保育の基本理念

こどもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。

その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のあるこどもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

2 めざすこども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、こどもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざすこども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

めざすこども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動するこども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶこども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりするこども

教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中でこどもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

本園の教育及び保育目標

めざすこども像

なかよくあそぼう！ **か**んがえてやってみよう！ **ね**ばりづよくとりくもう！
すくすくげんきな なかね**やま**

保育目標

- 乳児
- ・機嫌よく遊ぶこども
 - ・身近なものに興味や関心をもつこども
 - ・感情や欲求を十分に出すこども
- 幼児
- ・友達と元気よく遊ぶこども
 - ・いきいきと生活するこども
 - ・試したり考えたりして行動するこども

園の特色

☆一人一人の個性を見つめて保育します

どのこにも素晴らしい力があり未来に向かっていきます。愛されている・大切にされていると感じる子ども達の気持ちを基盤に、一人一人の人権を大切に、特性と発達をとらえ、そのこに合った援助の仕方個性を育てていくように努めています。

また、基本的な生活習慣の確立を図り、道徳性の芽生えを培っていけるよう、人と人との関わりや心の触れ合いを大切に、一人一人の生活を充実したものとするよう努めています。

☆遊びの中で乳幼児の様々な資質・能力を伸ばすよう努めています

乳幼児の心や身体が年齢にふさわしく健やかに育つために、資質・能力の基礎を育み、こども達の興味や関心を促すような教材の選択や環境の構成を工夫しています。また、地域の自然環境を積極的に取り入れ、栽培、飼育、観察などの直接体験を大切にしながら、豊かな感性や探究心を育てます。

☆こども園と家庭や地域との連携を大切にしています

- ・こども達の学びや育ちにおいて家庭との連携を密にし、子育てが喜びや楽しみにつながる支援をしています。
- ・地域の方々や近隣の園、学校との交流を大切に、地域の方々との触れ合い・生活や文化などに触れ、次世代を担うこどもの育成に努めます。また、子育ての拠点として開かれた園づくりをしています。

☆保育者の質の向上に努めています

園内外の研修で学びを深め、こどもを尊重する丁寧で温かい保育を実践し、信頼されるこども園をめざしています。

3 保育時間

こども園の保育時間は以下の4つに分かれます。基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。早朝・延長・土曜日保育を実施している園もありますので、仕事等の状態に応じ、最長で午前7時30分から午後7時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。早朝保育等の時間は園により異なります。詳しくは、巻末のこども園等一覧で御確認ください。

※中根山こども園は、早朝は午前7時30分から、延長は午後6時までです。

⚠早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能な場合は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまでこどもの状態に合わせて、保育時間を短縮しております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。
止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もって連絡を入れてください。
- (3) 家庭での親子のふれあいが、こどもの成長にとって、とても大切です。家庭での保育が可能な場合は、早朝・延長・土曜日保育は利用できません。

4 一日の保育内容

乳児（3歳未満児）	時 間	幼児（3歳以上児）
早朝保育	7:30	早朝保育
登 園	8:30	登 園
・検温 排泄 所持品の整理		・所持品始末
遊 び	9:00	遊び 活動
お や つ		・幼児自ら選んでする活動
遊 び		・クラスみんなで楽しむ活動
お や つ	11:30	昼 食
遊 び		昼 寝
昼 食	13:00	(3歳児 4月～12月頃まで)
昼 寝		(4.5歳児 夏季休業保育中)
お や つ	14:30	遊 び
遊 び		降園 準備
降 園	14:45	降 園
延長保育開始	15:00	延長保育開始
お や つ	15:30	お や つ
遊 び		遊 び
延長保育最終降園	18:00	延長保育最終降園

※ 保育内容は、各園により多少異なります。

※ 土曜日保育（実施園のみ）においては、昼食・降園時間が異なります。

5 食事とおやつ

給食は、こどもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は家庭に配布します。

〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。こどもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。(土曜給食は園により多少異なります。)

〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、平日の園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市役所こども・若者部保育課

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるよう、以下の対応をとっています。詳細については園とご相談ください。

1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いいたします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション[※]等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

- ・そば、落花生（ピーナッツ）、くるみの使用はありません。くるみを除くナッツ類、キウイフルーツ、いくら、あわびについて、食材そのものは使用しませんが、加工品や調味料に微量に含まれる場合があります。
- ・給食センター等で調理する料理については、75℃で1分間以上加熱したものを提供しています。ただし果物は生で提供する場合があります。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いいたします。

お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。



もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

食物アレルギーと間違いやすい症状



ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚
の中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、
じんましんなどの症状が出ます。

乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが
ゴロゴロすることがあり
ます。これは、消化不良
による症状です。



やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

6 行事について

集団生活を通してこどもの成長、発達等を促すため、おおむね次のような行事を行っています。

月	保護者参加の行事	子どものみの行事
4月	・入園式（幼児 10日） ※進級・新入3歳児 ・希望懇談会（全園児 17日～25日）	・進級式（幼児 10日）※進級4・5歳児 ・慣らし保育（新入園児 11日～16日） ・昼寝開始（3歳児 17日～）
5月	・5歳児クラス懇談会（16日） ・4歳児クラス懇談会（23日） ・3歳児クラス懇談会（30日）	・こどもフェスタ（幼児 7日） ・入園、進級記念撮影（7日）
6月	・乳児クラス懇談会（6日）	・プール開き（幼児 5日） ・豊田キッズサッカー教室（5歳児 18日）
7月		・七夕会（7日） ・防サイ君（幼児 8日）
8月		
9月		・プール納め（幼児 5日） ・交通安全学習センター（4・5歳児 16日）
10月	・運動会（幼児17日・予備日 21日）	・運動会ごっこ（幼児 10日） ・3園交流（5歳児 31日）
11月	・保育参加（乳児 4～6日） ・保育参加・育児講座（幼児 7日）	・発表会ごっこ（幼児 28日）
12月	・祖父母発表会（幼児 祖父母対象 3日） ・生活発表会（幼児 保護者対象 5日）	・もちつき会（幼児 18日） ・お楽しみ会（幼児 23日）
1月	・幼児個別懇談会・乳児希望懇談会 （19日～27日）	・新年お楽しみ会（幼児 7日）
2月	・入園説明会 （進級3歳児・新入園児 19日）	・豆まき（幼児 3日） おこしもの作り（幼児 27日）
3月	・卒園式（23日）	・ひな祭り会（幼児 3日） ・お別れ会（幼児 6日）
その他	《その他の行事》 ・交通安全指導日・避難訓練（毎月）・不審者訓練（期毎） ・誕生会 ・ワクワクタイム（ピーターラビットによる絵本の読み聞かせ 毎月） ・人形劇・AFCサッカー 5歳児（年4～5回 最後は4歳児も参加） ・高齢者クラブとの交流会 5歳児（栄寿会 6月・若水会 10月） 《健診》 ・内科健診（全園児 年2回） ・歯科健診（全園児 年1回） ・尿検査（全園児 年1回） ・視力検査（4歳児 10月予定 5歳児 5月予定） ・身体測定 幼児…5月、10月、2月、誕生月の年4回実施 乳児…看護巡回日に毎月実施	

7 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。こどもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合っでこどもの成長を見守ることが必要です。園でこどもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

(1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上のこどもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。

大人中心の生活ではなく、こどもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

(2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。こどもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し、皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけでなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

(3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん
関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している 病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、体調が回復してから登園しましょう。

- ③ こどもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第にこども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、こどもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

(4) 体調が悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、こどもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

※こどもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、こどもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。

(5) 薬の使用について

園では、原則、こどもに薬を飲ませる、塗る等はいりません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いいたします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能かを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

(6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 TEL80-1633
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 TEL43-5082
ピーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

(7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

(8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

(9) 感染症について

- ① こどもが感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。保護者の方が感染された場合の送迎は、園に御相談ください。
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となる場合があります(学校保健安全法施行規則18条)。
- ③ 登園停止となった感染症の内、治癒した証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。
豊田加茂医師会加盟医療機関に「治癒証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。
(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治癒証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります。)
- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については、感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもあります。御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。

- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので、発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R6.11 時点)

※

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹 <small>ほっしん</small> が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹 <small>じかせん がっかせん ぜっかせん しゅちよう</small> が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹 <small>ほっしん かひか</small> が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状 <small>しやうたい</small> が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
	伝染性紅斑(りんご病) とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の治ゆ

証明書は、令和6年度末現在不要ですが、今後変更する場合は連絡します。治ゆ証明書の有無にかかわらず、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

(10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

(11) 汚れた衣服の取扱いについて

—保護者の方へのお願い—

<大便・嘔吐物などで汚れた衣服の取扱いについて>

こども園において保育者はノロウイルス等による感染性胃腸炎が園内で蔓延しないように、手洗い・うがいを中心に衛生管理に十分心がけています。

集団感染の原因の一つとして、保育者の「手」を介して広がる二次感染があります。園内で大便（普通便・下痢便ともに）、嘔吐物等で汚れた衣類の汚れは、保育者の着衣や周辺にウイルスなどが飛び散らないよう水洗いはしていません。

ウイルスなどの広がりを最小限にして二次感染を防止するため、そのまま持ち帰りますので御了承ください。

◆自宅で汚れを落とすときに心がけてください◆

- ・窓を開け、十分換気をしてください。
- ・使い捨て手袋、使い捨てマスクを使用すると、二次感染を防止するのに効果的です。
- ・塩素系の消毒液を使用する、または、85℃の熱湯で1分間以上つけることで消毒の効果が得られます。ただし、素材によっては縮んでしまう場合がありますので、適応を確認しながら消毒してください。また、塩素系の消毒液は色落ちする場合がありますので消毒薬の注意書きを確認しながら、気を付けて使用してください。
- ・他の洗濯物と分けて、最後に洗濯をしてください。
- ・片づけ時、周りを汚さないように気をつけてください。
- ・最後に石鹼で、しっかりと手洗いをしてください。

<血液で汚れた衣服の取扱いについて>

血液は医学的には感染物と考え、鼻出血や怪我等で衣服に血液が付着した場合も水洗いは行いません。袋に入れて返却しますので、自宅での処理をお願いします。

<尿や泥などで汚れた衣服の取扱いについて>

衣服の洗浄のためにこどものそばを離れ、保育する時間を減らすのはよくないとの考えから、洗浄せずに袋に入れて返却いたしますので、お願いします。

(1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
 - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
 - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
 - 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。
 - 車中にこどもを残さないでください。
- ⑦ 延長保育利用児の気持ちに配慮し、迎え後は速やかな降園に御協力ください。登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。

(2) 生活習慣について

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

(3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合です。なお、土曜日については園によって異なりますので、巻末のこども園一覧表を参照ください。

9 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていきますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

- ・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）
- ・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

中根山こども園は、この地域です！

◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

- ①警報が発令されて午前6時までに解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時までに警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。
- ③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、こどもの危険防止に努めてください。
※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

◆給食について

- ①午前6時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。
なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。
- ②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。
この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時までに、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。
※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。
※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。
※豊田市から「警戒レベル3・4・5」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

◆地震が発生した場合

- ①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。
- ②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。
- ③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

◆Jアラートが発信された場合

- ①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。
- ②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

10 保育料等

こども園等の保育料

(1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30		15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日）			延長保育時間【C】			
	月額料金は市民税所得割額等による			月額			
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで			→ (16:00まで) 1,000円			
				→→ (17:00まで) 2,000円			
				→→→ (18:00まで) 3,000円			
				→→→→ (19:00まで) 4,000円			
← 月額 1,600円（正午までの園は800円）			→→→→				

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

(2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

(3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

エ 保育料

	0～2歳児（D階層のみ）	・0～2歳児 （A～C階層） ・3～5歳児
【B】 早朝保育料	月額1,000円を加算 ※午前8時から午前8時30分までの園は月額500円を加算	0円
【C】 延長保育料	1時間ごとに月額1,000円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額1,600円を加算 ※午前8時30分から正午までの園は月額800円を加算	

オ その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

基本保育料の算定方法

(1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

(2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料(2)【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

(3) 保育料の多子軽減 ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用

多子世帯においては、そのこどもが何人目のこどもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

【兄弟判定】

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目のこどもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

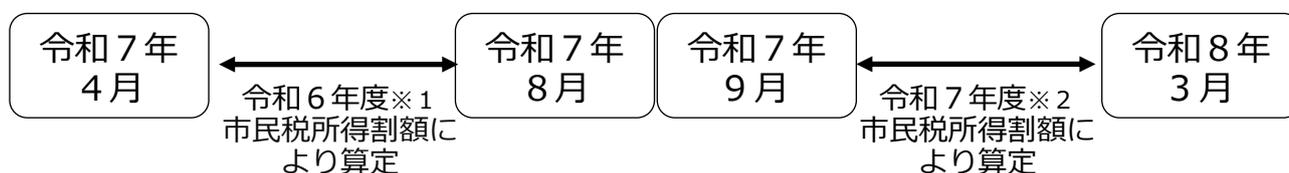
【0～2歳児 保育料の多子軽減表】

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01以上	半額	半額
第3子以降	D01以上	0円	0円

(4) 基本保育料の再算定

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。

毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和7年度市民税所得割額とは令和6年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

保育料の支払方法

保育料の納付は口座振替をお願いします。

(1) 手続

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

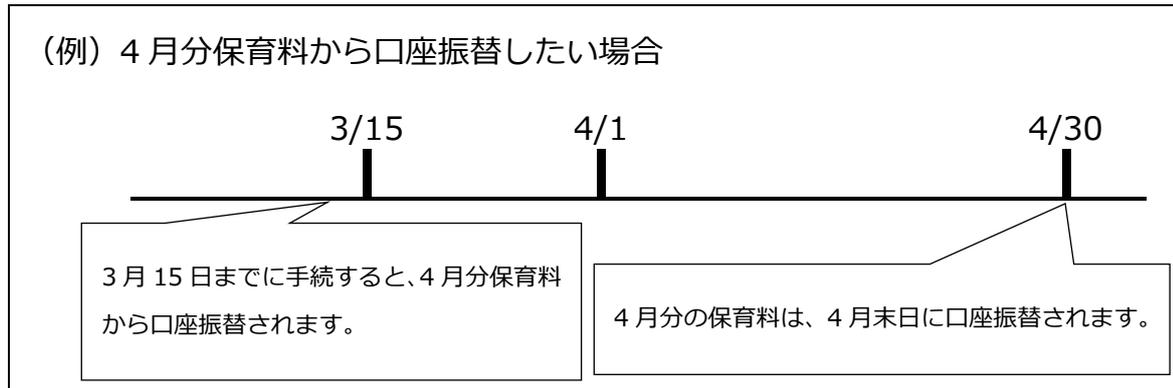
なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

(2) 振替日

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。



(3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和7年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します（一部の園を除く）。

(1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。

(2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・要件証明書（就労証明書等）

(3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

(4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

※

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

公立
こども園
以外
の場合、
園

によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

(5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

給食費等その他費用（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンパイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

(1) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります。）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

(2) 給食費

豊田市では、公立こども園に通園する3歳児～5歳児の給食費について、令和6年度から無料になりました。また、アレルギーや宗教・信条等の理由により弁当を持参される場合は、代替給付を行っています。代替給付の詳細は、豊田市ホームページをご参照ください。

該当ページへの二次元コード→



URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/teate/1060283.html>

(3) 月刊絵本代

様々な絵本と出会い、話の世界に親しむことができるよう保育に月刊絵本を取り入れています。月1冊450円程度です。

(4) その他

必要に応じて、教材を購入していただく場合があります。（例）竹馬、証書ファイル等

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

(1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等
給食費の未納分（令和5年度以前の滞納分）

【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てることがあります。
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

(3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

(4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園したこどもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

幼児教育・保育の無償化（参考）

3歳児から5歳児（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで）及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児のお子様は、こども園等の利用料が無償化となります。

無償化の給付を受けるためには、認定申請が必要な場合があります。制度概要等を御確認ください。なお、認定決定が利用日に間に合わない場合は、認定決定までの利用料は無償化の対象外となります。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり、美里	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月

1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市HPに無償化対象施設の一覧を掲載。

1 1 状況が変わった場合の手続について

【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労等実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。（旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。）

- ・1月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※ 4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

コドモン

〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

- ・園側で、9時・12時・14時・16時にコドモンの連絡確認をします。
- ・欠席・遅刻連絡や登降園時間の変更、迎え者や当日の緊急連絡先の変更等の場合は、必ずコドモン（電話でも可）で連絡をしてください。

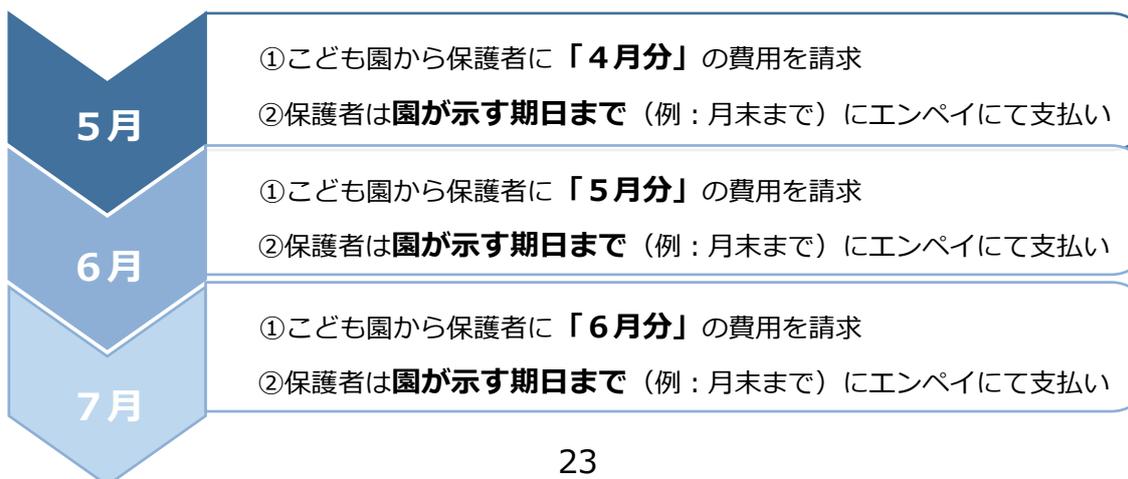
なお、14時～15時の間の変更・16時以降の変更・急な変更の場合は、電話で連絡をしてください。

- ・住所、連絡先、勤務先、家族の人員等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- ・行事連絡やお知らせは、コドモンでの配信やアプリ内でのカレンダーなどを通して行いますので、必ず目を通してください。

エンペイ

諸費（絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

〈支払の流れ（例）〉



13 その他の取組

紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを利用することができます。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和6年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



お昼寝ベッドについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的としてお昼寝ベッドを導入しています。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

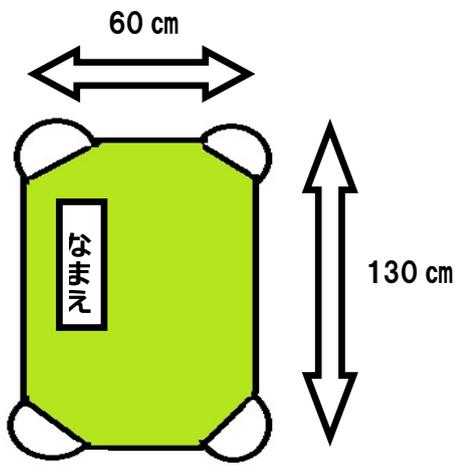
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

こども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベッド用シーツ 2枚(洗い替え用)

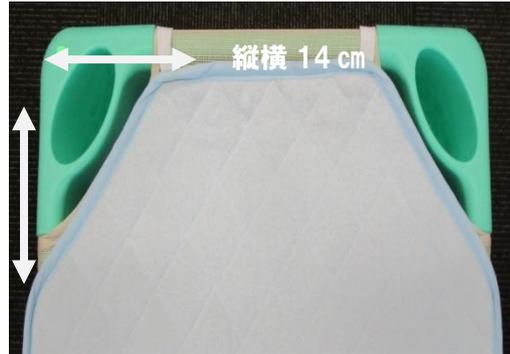


【作成する例】

- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのものを市販品又は作成してご準備ください
- ・生地は自由です
- ・作成する場合は、
 - *布（タオル地、キルティング地など）
 - *ゴム 4本（目安：横2~3cm×長さ 35 cmほど）
 - *四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る
 を使ってください
- ・シーツの左上に名前を付けてください



【市販品の例】



○掛布団に代わるもの

（夏）タオルケット （冬）毛布
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



（4）その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



14 その他の注意事項

- ① こどもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。
(携帯電話番号の変更など速やかに連絡してください。)
- ② 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ③ 保育時間中における担任の呼び出しは御遠慮ください。
- ④ こどものこと、保育に関することは、こども園にお気軽に御相談ください。
- ⑤ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

15 登降園のお願い

登降園は、保護者の方が責任をもって行うことを原則とします。

交通安全は言葉で説明をしても理解できません。毎日の送迎時に保護者の方が手本となり、どのように歩くとよいかを具体的に知らせていきましょう。

また、不審者によるいたずら、こどもの誘拐や交通事故が多発しています。こどもが安全に登降園できるよう御協力をお願いします。

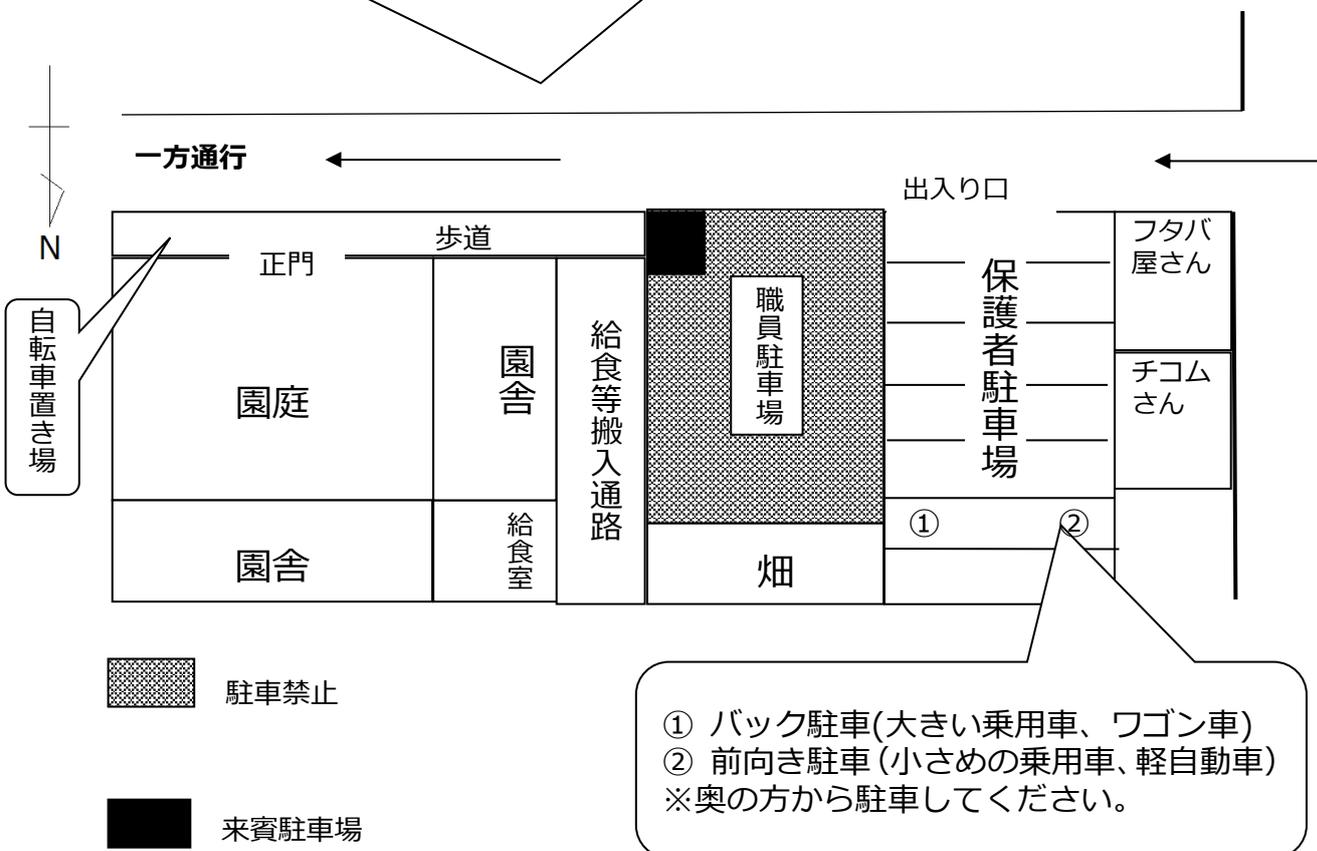
次のことに気をつけて送迎してください。

- ・ できるだけ徒歩通園に御協力ください。
- ・ 安全な道をしっかり選んで、毎日決めた道を通りましょう。
- ・ 右手で、しっかりこどもと手をつないで歩きましょう。
- ・ 「右を歩く」「横断歩道は手をあげてわたる」「飛び出しをしない」を習慣づけましょう。

(1) 車で送迎する方へのお願い

- ・ こども園の前の道路、正門沿いは駐車禁止です。地域の方や他の方の通行に大変危険ですので守ってください。
- ・ 駐車場内での立ち話や長時間駐車は危険や迷惑が伴いますのでやめましょう。駐車場でこどもが石を投げて近所の家の方に迷惑をかけることがあります。十分注意し、こどもから目を離さないようにしてください。
- ・ 車上狙いが多発しています。車から離れる時は、エンジンを止め、施錠をして貴重品は必ず持って降りてください。
- ・ シートベルト、チャイルドシートの着用は義務付けられています。必ず守りましょう。
- ・ 車からは親が先に降り、必ずこどもの手をつないでください。こども一人では駐車場へ行かないようにしましょう。
- ・ 車内にこどもを残さないでください。
- ・ 友達の家に遊びに行くときは、必ず保護者の方で送迎してください。

8:30~9:00・14:45~15:30の間は、一方通行でお願いします。
 また、園周辺道路は地域の方の生活道路です。
運転の際は、必ず時速30キロ以下で走行してください。



※車で送迎される方は、駐車場に限りがありますので、スムーズな車の移動をお願いします。

※行事の際は、職員駐車場を保護者駐車場として開放します。その際は、事前にお知らせします。

こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	14	物ズルウスとよ	西町 1-76	36-5025	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	午後6時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	事業所
	73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件 が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育 実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
小原	86	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	87	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	88	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	89	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	90	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	91	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	92	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	93	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	94	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	95	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	96	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

R7 年度

乳児版

豊田市立中根山こども園

※一年間大切に保管してください。

こどもの生活の基盤は家庭であり、保護者に十分甘えられ、欲求が満たされることで、保護者とこどもの「きずな」ができ、安心した毎日を過ごすことができます。

「三つ子の魂百まで」と昔から言われているように、乳幼児期は一生の基盤が作られる大切な時期です。

こども達一人一人が、よりよい成長・発達をしていくために、こども園と家庭とが互いに協力し合い、連絡し合って保育をしていくことが大切になりますので御協力をお願いします。

保護者の方がイライラしたり、「早くして」とせきたてたりすると、こどもの気持ちが落ち着かず不安定になりこども園でも十分遊ぶことができません。こどもには、気持ちにゆとりをもって接していきたいものです。

☆毎日の生活で大切にしたいこと☆

◎生活のリズムを大切にす

こどもは、昼間、十分活動します。夜は20：00～21：00には寝ましょう。起きるのが遅いとこども園に来てもぼんやりとし、十分に遊び込むことができません。大人の生活リズムにこどもを合わせないように気をつけましょう。

◎朝の食事を大切にす

朝食は一日の生活をスタートするための必要な活動源です。栄養のバランスを考え、親子で楽しい会話をしながら食べるようにしましょう。

◎触れ合いを十分にす

保護者の仕事が休みの日には、十分にこどもと触れ合うようにしてください。遠出をしなくても、近くの公園を散歩したり一緒に触れ合って遊んだりすることで、こどもは満足します。これらの積み重ねがこどもの情緒を安定させるためにとても大切なことです。

◎いたづらを十分にさせる

こどもは、自分の力を出し切って周りを探検し、生活を広げていきます。いたづらを十分にできるようにしながら安全を見守り、危険な事やいけない事をした時は、言葉や表情で気付かせていきましょう。

◎こどもの甘えは十分受け入れ、心の安定を図る（だっこ・おんぶ等）

抱っこを要求してきた時は、甘えたい気持ちを受け止め、心の安定を図れるまで抱っこすることが大切です。

◎褒め、励まし、自分でできる喜びをもたせる

「自分です」と言って自己主張が強くなります。見守り、自分で出来たことは褒め、励まし意欲をもたせてあげましょう。自分の思い通りにならないとかんしゃくを起こしますが、少し気持ちが治まった頃をみて、気分転換を図っていくようにしましょう。

◎思いやりをもって接する

思いやりのある明るい円満な家庭で育つこどもには、思いやりの心が育っていきます。こども達の願いにこたえて、思いやりのある明るい円満な家庭を心がけましょう。

◎危ないことをした時や、わがままをいう時などは、言い聞かせることが必要です。

【登園時にしていただくこと】

① 親子で手洗いをしてから部屋に入る

<目的> 乳児は抵抗力が弱いので、外部からの雑菌をもちこまないために行います。

①水で手を洗う → ②石鹸でよく洗う → ③もう一度流水で洗う

※こども、保護者共に、各自のハンカチで拭いてください。

② 帽子・靴下・上着を脱ぎ、所定の場所に入れる

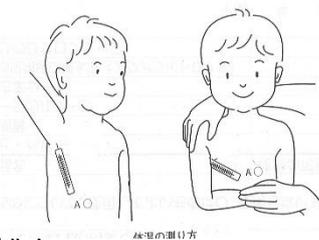
・靴下を履いていると滑りやすいので、園では脱いで生活します。

③ 検温をする・連絡帳を保育者に見せる

<目的> 体温は一日の健康のバロメーターです。体調を把握するために行います。

※実測計を使用。(予測計もありますので御注意ください)

脇用デジタル体温計(耳で測るもの、婦人用は不可)



<手順>

(1) 検温する…脇の下にしっかりつけて測る。

※保護者の方の膝の上で、本を読んだり話したりしながら測ってください。

(2) 検温表に体温と状態を記入する。

(3) 保育者が、検温表・体温計・連絡帳・爪の確認をします。

※保育者が、こどもの爪を切ることはできません。爪は、家庭で必ず切ってきてください。

<体温について>

- ・警告体温の場合…保護者の方から12時前後にこども園まで、体調についての問い合わせの電話をしてください。
- ・降園体温の場合…病児とみなし、受け入れができません。保育途中で降園体温に達した場合には、園から連絡をしますので迎えに来てください。

<連絡帳について>

仕事、家事等でお忙しいと思いますが、保護者の方と連絡を密にするため、家庭での健康状態・様子・ならびに家庭からの連絡事項を記入してください。家庭にて記入するよう御協力をお願いします。 ※体調の悪い時や朝の様子等も必ず保育者に伝えてください。
家庭でできた怪我、傷等がある場合も同様です。

〈受け入れできない時〉

園は家庭とは違い集団の場です。したがって、次の場合は受け入れができませんので御了承ください。

- ・検温をして降園体温になっている場合
- ・伝染病
- ・繰り返し嘔吐、下痢がある場合 ※脱水症状の危険がある為
(目安として、前日の降園～登園までに2回下痢、嘔吐があった場合)

④ 持ち物の準備をする

- ・エプロン、おしぼりを所定の場所に入れる。
- ・汚れ物専用かご（エプロン、おしぼり入れ）に袋をかぶせる。
- ・オムツ替えマットを入れる。
- ・ビニール袋、ビニール手袋、オムツ、おしり拭きの確認と補充。
(オムツのサブスク利用をしている方はオムツ、おしり拭きの確認は必要ありません)

⑤ 衣類の点検をする

乳児は年齢が低いため、汚したり濡らしたりして着替えが必要になります。
前日の汚れ物の補充を行い、決められた用品と枚数は常時、置くようにしましょう。

⑥ 排泄をする

オムツ交換、またはトイレに連れて行ってください。

※オムツのサブスクを利用している方は、サブスクのオムツは園側で管理している為、保育者に声をかけてください。

⑦ 行ってきます

全ての用意が済んだら「行ってくるね」と声を掛けたり、スキンシップのハグをしたりしてから出掛けると、安心し、心地よく園での一日が始められますね。

⑧ コドモンの打刻

入室前でも、退室後でも結構です。

【降園時にしていただくこと】

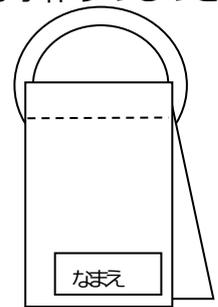
- 迎えの方は入室前に、石鹸で手を洗う。
- 汚れ物、各自の持ち物の整理点検をする。
タンスの中を確認し、足りないものは翌日補充してください。
- 連絡帳を持ち帰る。
- コドモンの打刻（打刻は部屋に迎えに行く前でも、後でも結構です）

【名前について】

- 園に持ってくるものには全てに記名をしてください。名前は見やすい位置に大きく記入し、名前が薄くなったり、消えたり、買い換えたりしたのものにも、必ず記名をしてください。
オムツにも一枚ずつ記名をしてください。（詳しくはP4～5に記載）

【入園までに家庭で用意していただくもの】

<p>体温計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実測、デジタル体温計（耳で測るもの、婦人用は不可） ・個人持ちで使用します。 ・名前は本体とケースの両方に記入してください。
<p>エプロン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●おやつ、食事の時に使用します。 ・毎日持ち帰ります。 ★0・1歳児…1日3枚 (おやつ2回、食事1回で使用) ★2歳児…1日1枚 (食事の時に使用。献立によっておやつの際にも使用します。衣服のタンスには必ず予備を入れておいてください) <p>※延長保育を利用する方はプラス1枚必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもが扱いやすいように、市販のものではなく、簡単な手作りのものをお願いします。 <p>＜エプロンの作り方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェイスタオル(34 cm×80 cmくらい)を半分に折り、1.5cm位のところを縫い、平ゴムを通す。 (平ゴムは10コールという表示のものが適しています) ・使用している間にゴムが伸びてしまうことがあります。その際は、ゴムの交換をお願いします。 ・衛生面を考え、汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。 <p>※こどもに合わせて、エプロンが胸元にくるようにゴムの長さを調節して結んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前は白布を右下につけ、記入してください。
<p>おしぼり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●おやつ、食事の時に使います。 ・毎日持ち帰ります。 ★1日3枚(おやつ2回、食事1回で使用。延長保育を利用する方はプラス1枚) ・衛生面を考え、汚れが目立ってきたら新しいものに交換してください。 ・名前は分かりやすいように、ひらがなで表面右下に記入してください。
<p>おしぼり、エプロン用 ビニール袋 (持ち手付き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食事などで使用したエプロン、おしぼりを入れます。 ・毎日持ち帰ります。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上のもの。
<p>汚れ物用ビニール袋 (持ち手付き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●汚れた衣服を入れるために使用します。 ・袋のサイズ 43cm×30cm以上のもの。
<p>オムツ替え用 マット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オムツを交換する時や、パンツを履く時に敷いて使います。 ・毎日持ち帰ります。 ★洗い替え用に数枚準備してください。 ・35cm×45cm程度の大きさのもの。 <p>※手作りされる場合は、漏れ防止のため、キルティング生地等、厚めのものが好ましいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名前は表面右下に記入してください。
<p>大使用ビニール袋 (持ち手なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●大便が出た際に袋に入れて捨てるために使用します。 ・袋のサイズ 30cm×25cm以上のもの。
<p>大使用ゴム手袋 (使い捨て)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●排便オムツ交換時に、感染予防のために使用します。 ・ホームセンターや薬局で売っている使い捨てのものが良いです。



オムツ	<p>★1日5～8枚使用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予備がなくなったらその都度、補充してください。 ・名前はオムツの前側に記入してください。 <p>※サブスク利用の方は必要ありません。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>なまえ</p> <hr/> <p>オムツ</p> </div>
バケツ拭き雑巾	<p>●バケツ使用後の消毒の時に使用します</p> <p>★2枚用意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚れ物がある時、専用バケツで汚れ物を管理します。(バケツは園で準備) 	
おしり拭き (ウェットタイプ)	<p>●排便時お尻を拭くために使います。フタ付きが望ましいです。(100均等で売られています) 少なくなってきたら補充をお願いします。</p> <p>※サブスク利用の方は必要ありません。</p>	
フェイスタオル	<p>●汗をかいた時や、体を拭く時など多目的に使用します。</p>	
衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に合った、動きやすいものを用意してください。 ・肌 着：ロンパースタイプのは避けてください。 ・上 着：フードの付いたものは、引っかかりやすく危険なため、フードがない衣服にしてください。防寒着はファスナータイプが望ましいです。(自分で着脱する気持ちの育ちになります) ・ズボン：着脱のしやすい、ゴム入りのズボンをお願いします。つりズボンやお腹や股下の部分にボタンの付いたズボンは避けてください。 <p>※全ての衣類に名前を記入してください。</p>	
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・靴：運動靴等足に合った、動きやすく履きやすいものが良いです。 サンダル、ブーツ、クロックス、底の厚い靴はケガにつながりやすいので避けてください。 <p>※靴それぞれ1足ずつ名前を記入してください。</p>	
カラー帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・ぱんだ・うさぎ組(0・1・2歳児)は黄色、こあら組(2歳児)は白色を表側にして使用し、毎日かぶって登降園します。 ・名前はネームラベルのところに記入してください。 ・こどもが自分の物と分かるようにマークがあると良いです。 <p>※各自で購入してください。(別紙参照)</p>	
マグマグ	<ul style="list-style-type: none"> ・コップで飲めない場合のみ必要です。 ・園で保管、消毒をしますので、園用に1つ準備してください。 	
昼寝用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ・園の昼寝用ベッドを使用します。 <p>※詳細は入園のしおりP.24～25を参照。</p>	
ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の連絡帳として使用します。 <p>※各自で購入してください。(別紙参照)</p>	

【衣類の補充について】

＜衣服のタンス＞

- ・シャツ(肌着)：2～3枚
- ・衣服一式：2～3組
(季節に応じて入れ替えてください)
- ・靴下：2組
- ・ビニール袋(汚れ物用)：1しめまたは10枚以上
- ・エプロン：1～2枚
- ・おしぼり：1～2枚
- ・フェイスタオル：1枚
- ・大使用ビニール袋：1箱
- ・使い捨てゴム手袋：1箱
- ・オムツ替え用マット予備：1枚
- ・バケツ拭き雑巾予備：1枚

＜オムツ入れ＞

- (常時入れておくもの)
- ・オムツ：10枚程度
 - ・オムツ替え用マット：1枚
 - ・おしり拭き：1つ
 - ・トレーニングパンツ、またはパンツ
(本人の様子に合わせて)
 - ・大使用ビニール袋にオムツ・使い捨てゴム手袋を2枚入れた物：3セット
 - ・バケツ拭き用雑巾：1枚
- ※サブスクを利用される方は、オムツ・おしり拭き以外の物を御用意ください。

R7 年度

幼児版

豊田市立中根山こども園

※一年間大切に保管してください。

(1) 服装について

- ① 名札は左胸に付けましょう。
※名札は園で貸し出し、管理します。登降園時に保護者の方が着用し、外します。
入園1か月間は使用します。それ以降は、行事で必要な時のみ着用します。
- ② 身に付ける物や持ち物全てに名前をはっきりと書きましょう。
- ③ 清潔で活動しやすいものを着せましょう。
- ④ 一人で着脱しやすく大小便のしやすい服を着せましょう。
- ⑤ 靴は足に合った運動靴にしましょう。(クロックス・サンダル・ブーツ不可)
- ⑥ フードのついた衣服は事故につながりやすく危険なため、フードのない衣服をお願いします。冬季に着用する防寒着(ジャンパー等)も同様です。
原則、手袋、マフラーは使用しません。着用して登園された場合は、保護者が持ち帰ってください。(雪の日はお預かりする場合があります)

(2) 毎日の持ち物について

- ① ポケットかポシェットに、ハンカチとティッシュを入れましょう。
- ② 通園カバン
 - ・通園カバンにキーホルダーをつける時は、お守り等1つにしましょう。
 - ・コップ、給食セット【給食用ナフキン(1枚)・箸セット・給食用ハンカチ(1枚)】※3歳児は、姿に合わせて箸の使用を開始しますので、必要になったら連絡します。
下線の物は毎日洗ってください。
- ③ 必要品以外(菓子、玩具等)は持たせないようにしましょう。
- ④ 持ち物は、毎日保護者とこどもで一緒に確認してください。

(3) 絵本の貸し出しについて

大好きな家の方に絵本を読んでもらうことは、こどもにとって最高の楽しみです。また幼児期の大切なスキンシップの機会にもなります。お忙しいとは思いますが、時間を見つけてこどもを膝にいれ、ゆっくりと読んであげながら楽しいひとときを過ごしてください。

- ① 貸出日・・・週に1回、毎週金曜日、一人一冊ずつ借ります。
- ② 開始日・・・5月頃
- ③ 返却日・・・毎週月曜日、登園時に絵本と絵本貸し出しカードを手さげバッグに入れて持ってきてください。

※絵本は、大切に扱い、必ず手さげバッグに入れて持ち運びましょう。

※破損した場合、購入をお願いすることもあります。

【月刊絵本について】

- ・豊かな心を育てるために保育の中で月刊絵本を取り入れています。
- ・毎月1冊、様々なジャンルの作品の絵本の読み聞かせをします。年間12冊となります。

(4) 弁当日、リュックサックについて

園外保育、行事等により弁当をお願いすることがあります。弁当日には、リュックサックに**弁当、水筒、おしぼり、敷物、ビニール袋**を入れてきてください。リュックサックを購入予定の方は、上記の物が全て入る大きさのものを購入してください。

※水筒は飲んだ量が分かるように、コップ付きのもので、園外保育等で使用するため、肩掛け式のものをお願いします。

(5) 昼寝について

3歳児は、4月より昼寝を開始します。詳細は、入園のしおり P.24～25 参照。

4・5歳児は、夏季休業保育を利用される方は昼寝（休息）があります。

（4歳児はこどもの姿によって6月頃より開始する場合があります）

掛け布団（タオルケット、バスタオル等）と、昼寝ベッド用シーツがある方は使用していただき、お持ちでない方は敷布団の代わりになる物を持って来てください。

（バスタオル、タオルケット等）

(6) 園用パンツ使用について

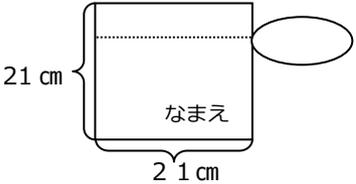
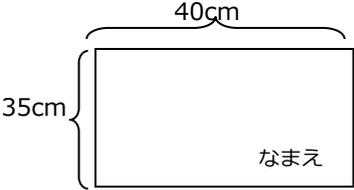
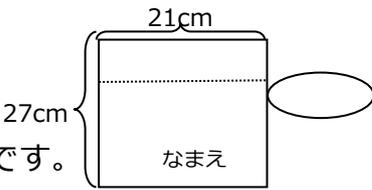
遊びや排泄物等で汚れた際、各自の着替えを使用しますが、着替えの予備がない場合には園の新品パンツを使用します。その際は、同サイズの新品パンツを返却していただきますので、御了承ください。

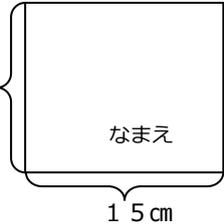
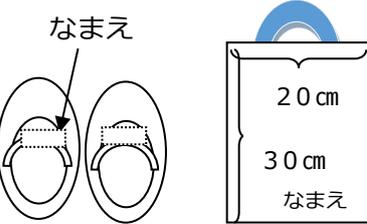
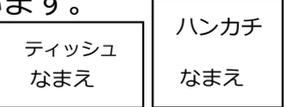
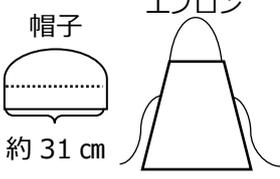
(7) 保護者の方のスリッパ持参について

個別懇談会、保育参観、講演会等、来園される際は各自スリッパの持参をお願いします。
また、園行事にみえる祖父母の方にもスリッパ持参をお知らせください。

(8) 入園までに用意していただくもの

下記の物は入園までに準備し、毎日の持ち物以外のものは指定された日に持たせてください。**全ての持ち物に、こどもが分かるように名前を記入してください。**

コップ	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時に牛乳やお茶を飲んだり、うがいをしたりする時に使用します。 ・持ち手のついた安定したもの、割れにくいものを御用意ください。 ・毎日持ち帰りますので、必ず洗って持たせてください。 ・名前は油性マジックで、側面に記入してください。 
コップ袋	<ul style="list-style-type: none"> ●コップを入れます。 ・2～3枚用意。（毎日取り換えるため） ・薄手の生地が好ましいです。 ・出し入れがしやすいように、コップの大きさよりゆとりがあるとよいです。 
ナフキン	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時に食器の下に敷いて使用します。 ・2～3枚用意。（毎日取り換えるため） ・薄手の生地が好ましいです。 ・サイズ通りの物を御用意ください。 
箸セット	<ul style="list-style-type: none"> ・箸、スプーン、フォーク、ケースのそれぞれに名前を記入してください。 ※箸セットのケースは、衛生上、名前シールのみにしてください。
箸セット袋	<ul style="list-style-type: none"> ●箸セット、ナフキンを入れます。 ・2～3枚用意。（毎日取り換えるため） ・薄手の生地が好ましいです。 ・出し入れがしやすいようにゆとりがあるとよいです。 

<p>給食専用 ハンカチ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食時の口の汚れ拭きに使用します。 ・2～3枚用意。(毎日取り換えるため) ・ハンカチタオルの大きさ(15 cm×15 cm程度)。 ・箸セット袋に入れてください。 ・衛生面を考慮して、給食時のみに使います。 	
<p>手さげ バッグ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●借りた絵本や作品の持ち帰り等に使います。 ・厚手の布やキルティングの生地が好ましいです。 ・見やすい位置に名前を書いてください。 ・持ち帰った翌日に持ってきてください。 ・サイズ通りの物を御用意ください。 	
<p>シューズ シューズ袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●シューズの持ち帰りに使います。 ・厚手の布やキルティングの生地が好ましいです。 ・見やすい位置に名前を書いてください。 ・出し入れがしやすいようにゆとりがあるとよいです。 	
<p>ハンカチ ティッシュケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハンカチはトイレや遊びの後、手洗いをする時に使います。 ・ティッシュへの記名も忘れずにしてください。 	
<p>着替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●衣服が汚れた際に使用します。 ・巾着袋に入れて園で保管します。 ・巾着袋に、着替え 1 組(パンツ・肌着・Tシャツ・ズボン・靴下等季節にあった物・ハンカチ)、ビニール袋(持ち手付き・記名した物)、多目的タオルを入れてください。 <p>多目的用タオル…汗をかいた時や、排泄の失敗をした時等、多目的に使用します。フェイスタオルを1枚用意してください。</p> <p>ビニール袋…汚れた衣服などを入れるために使います。 43cm×30cm以上の大きさを持ち手があるものを用意してください。袋1枚1枚に記名をしてください。</p> <p>※使用した次の日には必ず補充をしてください。</p> <p>※季節に合わせて、保護者の方で衣替えをお願いします。</p>	
<p>クッキング用 エプロン 帽子・マスク (5歳児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●クッキングの際に使用します。(5歳児のみ) ・帽子は三角巾でも可。帽子(三角巾)、エプロンどちらも、自分で着脱できるものを御用意ください。(ゴム、紐、マジックテープなど) ・7月頃より使用します。 	
<p>道具箱</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●文具と着替え時の服を入れて使用します。 ・プラスチックかご 2個 A4サイズ・高さ8 cm・底が網でないもの 	
<p>自由画帳</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自由に絵を描いて楽しめます。(随時新しいものに買い替え) ・A4サイズより大きいもので、リング状のものが好ましいです。 ・4・5歳児は新学期から必要。3歳児は、必要時に担任からお知らせします。 	

カラー帽子	●各自で購入をお願いします。(まるみや) ・5歳児…水色・4歳児…黄緑色・3歳児…桃色、赤色・乳児…白色
-------	---

